



令和 8年 4月 3日

お客様各位

信用組合広島商銀

暗号資産交換業者および資金移動業者への不正送金対策の強化について

昨今、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等について、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座へ送金されるケースが多発しています。

このような情勢を踏まえ、お客様保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座への振込に際し、口座名義人と異なる振込依頼人名での異名義送金については、お取引を制限させていただく場合がございます。

当組合は、引き続きお客様が安心して金融サービスをご利用いただけるよう努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

< 制限対象について >

- ・口座名義と振込名義人が異なる場合に制限の対象となりますが、口座名義人の前後に数字等を付される場合については、制限の対象外となります。

以 上